Ⅶ　機会費用		
国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	960	
政府出資等の機会費用	110,010	110,970
Ⅷ　国立大学法人等業務実施コスト		4,010,664

注　記　事　項

当事業年度より、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会平成26年11月27日最終改訂）を適用しております。

（重要な会計方針）

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として期間進行基準を採用しています。

なお、「特別経費」「特殊要因経費」及び「補正予算として交付された運営費交付金」については、文部科学省の指定に従い、事項毎に期間進行基準、業務達成基準及び費用進行基準を採用しています。また、業務達成基準の取扱いを定めた規定に基づき、学長が指定した事業については、業務達成基準を採用しています。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数は、法人税法上の耐用年数を基準としていますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物（建物附属設備含む）	２～57年
構築物	２～60年
工具器具備品	２～15年
車両運搬具	４～６年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）の減価償却相当額は、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しています。

３．引当金の計上基準

⑴　徴収不能引当金の計上基準

債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については、徴収不能実績率により、徴収不能懸念特定債権については、個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

⑵　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金は、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第87第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

⑶　賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

役員及び教職員に対して支給する賞与（期末手当及び勤勉手当）は、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していません。

なお、国立大学法人会計基準第86第２項に基づき、引当外賞与増加見積額を国立大学法人等業務実施コスト計算書に計上しています。

４．たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による低価法

５．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の賃借料等を参考に計算しています。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成27年３月31日利回り終値を参考に0.395％で計算しています。

６．リース取引の会計処理

リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

７．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。

（貸借対照表関係）

⑴　翌期の運営費交付金から充当される賞与の見積額

254,135千円

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針Q86－１に基づき計算した額を計上しています。

⑵　運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額

2,958,108千円

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見込額は、基準第87第４項に基づき自己都合要支給額にて計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

⑴　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	581,643千円
資金期末残高	581,643千円

⑵　重要な非資金取引の内容

当期に受け入れた現物寄附の額は11,767千円です。

ファイナンス・リースによる資産の取得は169,511千円です。

（国立大学法人等業務実施コスト計算書関係）

⑴　引当外退職給付増加見積額について

引当外退職給付増加見積額については、地方公共団体からの出向職員に係る以下の金額を含んでいます。

△93,140千円

（金融商品に関する注記）

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定しています。

資金運用にあたっては、国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、定期預金のみを保有しており、株式等は保有していません。